

衛生環境激変対策特別貸付制度要綱

制定 平成 20 年 10 月 1 日
財政第 489 号、健発第 1001001 号
一部改正 平成 21 年 6 月 30 日
財政第 321 号、健発第 0630002 号
一部改正 平成 21 年 9 月 4 日
財政第 436 号、健発 0904 第 2 号
一部改正 平成 24 年 3 月 30 日
財政第 160-5 号、健発 0330 第 8 号
一部改正 平成 28 年 3 月 31 日
財政第 158-4 号、生食発 0331 第 1 号
一部改正 令和 2 年 2 月 14 日
財政第 45 号、生食発 0214 第 3 号

1 目的

感染症又は食中毒の発生による衛生環境の激変（以下、「衛生環境の激変」という。）に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障をきたしている生活衛生関係事業者の経営の安定を図るために必要な資金の貸付けに関し、貸付利率、貸付限度等に係る特例を設けることを目的とする。

2 適用要件

本制度を適用するに当たっては、株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成 20 年政令第 143 号。以下「令」という。）第 8 条第 3 号の規定による財務大臣及び厚生労働大臣（以下「主務大臣」という。）の指定に基づき、別に定める財務省及び厚生労働省（以下「主務省」という。）からの発動の指示があった場合とする。

3 貸付対象

令第 8 条第 3 号の規定に基づき、主務大臣が指定する生活衛生関係営業を営む者であって、次の(1)に該当し、衛生水準の維持向上に著しい支障をきたしていると認められるもので、かつ、(2)の要件を満たすもの

- (1) 衛生環境の激変に伴い、最近 1 ヶ月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して 10%以上減少しているか、又はこれと同様の状況にあり、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること。
- (2) 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

4 資金使途

衛生水準の維持向上を図る 3 に該当する者が、経営を安定させるために必要な運転資金

5 貸付方式

直接貸付及び代理貸付

6 貸付条件

(1) 貸付限度

1 貸付先に対する貸付金の限度額は、既往貸付残高にかかわらず、衛生環境の激変事由ごとに別枠で1,000万円以内とする。

(2) 貸付期間

7年以内とする。

(3) 据置期間

2年以内とする。

(4) 貸付利率

基準利率とする。ただし、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者については、別に定める特別利率③とする。

(5) その他

その他の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書第3条第1項第1号ハに規定する生活衛生資金貸付の定めのとおりである。

7 担保及び保証人

株式会社日本政策金融公庫業務方法書第3条第1項第1号ハに規定する生活衛生資金貸付の定めのとおりである。

8 取扱期間

この貸付けの取扱いは、主務省からの発動の指示があった日から起算して、6月目の末日までとする。ただし、特にこれによりがたい事由が生じたときは、そのつど別に定めるものとする。

(貸付金の限度額の特例)

附 則

6の(1)の規定にかかわらず、令第8条第3号の規定に基づき、令和2年財務省・厚生労働省告示第1号で主務大臣が指定した感染症等（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業に限る。）に係る貸付金の限度額は、別枠で3,000万円以内とする。